

# モリダス 規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この団体は、モリダス（欧文表記: moridas）という。

### (事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を代表宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この団体は、都市近郊の森林・里山について、市民参加による保全・活用をすすめることにより、その多面的な生態系サービスを向上させることを目的とする。そのために、森林・里山と社会をつなぐ人びとに対して、高い専門性の修得を促し、安全で有意義な公益活動の推進を図る。

### (活動の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営及び活動に関する連絡、助言、支援をする活動

### (事業)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林・里山づくりに関して専門性を持った人材を育成するための講座・研修・審査、それに関する企画・運営
- (2) 森林・里山の保全・活用に関する普及啓発・情報発信
- (3) 森林・里山において活動する団体・個人の相互の情報交換や活動の支援
- (4) 森林・里山づくりにかかる調査研究・コンサルティング等
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この団体の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この団体の事業を賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。  
2 代表理事は、前項入会申込書が第3条に定める本会の目的に賛同し、第4条から第5条に定める活動及び事業に協力できると認めるときは、正当の理由がない限り、入会を承諾し、入会者に対しこれを

通知するものとする。

3 代表理事は、前項の者に入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を持って本人にその旨を通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の1つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員であり団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の1つに該当することに至ったときは、事前に弁明の機会を与えた上で除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この団体には、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上6人以内
- (2) 監事1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事、監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、総会において理事に就任の後、理事の互選によって定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びに配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があったとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この団体の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この団体の業務または財産に関し不正の行為、又は法令若しくは規約に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合は総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの団体財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまで、その業務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の 1 に該当するに至ったときは、事前に弁明の機会を与えた上で総会の 3 分の 2 以上の議決により、当該役員を解任することができる。

2 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員の報酬はなしとする。

2 役員は、職務を執行するために要する費用は弁償することができる。

3 前 2 項に関して、必要な事項は総会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この団体に事務局長、その他の職員を置くことができる。

2 職員は代表理事が任命する。

第 5 章 顧問

(顧問)

第 21 条 この団体は、顧問を若干名、置くことができる。

2 顧問は総会の議決により、代表理事が書面を持って囑託する。

3 顧問に任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

## 第6章 総会

### (種別)

第22条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

### (構成)

第23条 総会は正会員をもって議決する。

### (機能)

第24条 総会は、下記の事項について議決する。

- (1) 規則の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 監事の選任、解任、報酬、職務
- (5) その他、総会に付するべき事項として議決した事項

### (開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 正会員数の3分の1以上から会議の目的である事項を掲載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (2) 第15条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### (招集)

第26条 総会は、前条第2号の規定によって監事が招集する場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2項1項及び2項の規定により請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を持って、少なくとも開催の5日前までに招集の通知をしなければならない。

### (議長)

第27条 総会の議長は、代表理事が行うものとする。

### (定足数)

第28条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

### (議決)

第29条 総会の議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決は、この規則に規定するもののほか出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合のときは議長の決するところによる。

### (表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正社員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正社員は前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に関わるできない。

(議事録)

第31条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合においては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人1名以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

第32条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他収入

(資産の管理)

第33条 この団体の資産は、代表理事が管理し、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第34条 この団体の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従い行うものとする。

(事業計画及び予算)

第35条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第36条 この団体の事業報告、収支決算書に関する書類は、毎年度終了後に、速やかに代表理事が作成し、総会の承認を得なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 37 条 この団体の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年の 6 月 30 日に終わる。

(臨時の措置)

第 38 条 予算をもって定めるほか、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決をしなければならない。

## 第 8 章 規則の変更、解散及び合併

(規則の変更)

第 39 条 この団体の規則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経るものとする。

(解散)

第 40 条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員の欠乏
- (3) 合併
- (4) 破産

2 この団体が解散したときは代表理事が清算人となる。

(残余財産帰属)

第 41 条 この団体が解散したときに残存する財産は、総会で決定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 42 条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

## 第 10 章 雑測

第 43 条 この規則の施行について必要な細則は、代表理事が定める。

附則

1 この規約は 2018 年 3 月 25 日に制定し、4 月 1 日から施行する。

2 この団体の会費は、別途定める。

附則

1 この規約は 2021 年 3 月 25 日から施行する。

2 この定款の変更当初の事業年度は、第 37 条の規定にかかわらず、2021 年 3 月 31 日までとし、翌事業年度は 2021 年 6 月 30 日までとする。

3 この定款の変更当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、2021 年 6 月 30 日までとし、次期の役員任期は 2021 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日までとする。